

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）および地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を廃止し、新たに特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給するため、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）ほか 2 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を廃止し、新たに特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給することとします。（第 1 条から第 3 条まで関係）

ア 滋賀県職員等の給与等に関する条例

イ 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 24 号）

ウ 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 112 号）

(2) この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日から施行することとします。

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 22 条の 5 第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改め、同条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 38 条の表第 2 条の項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 22 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改める。

付 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日から施行する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条および第1条の2 省略 （職員の給料）</p> <p>第2条 職員の給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条、第27条第2号および第41条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条から第22条の4まで 省略</p>	<p>第1条および第1条の2 省略 （職員の給料）</p> <p>第2条 職員の給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条、第27条第2号および第41条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第3条から第22条の4まで 省略</p>

第22条の5 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2 第22条の3第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。

第23条から第37条まで 省略

（第2号会計年度任用職員の給与への準用）

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の4、第11条（第4項を除く。）、第12条から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	省略	
	管理職員特別勤務手当、 期末手当、農 林漁業普及指 導手当、災 害派遣手当（ <u>武力攻撃災 害等派遣手当</u> および <u>新型 インフルエンザ等緊急事</u>	期末手当、農林漁業普及 指導手当

第22条の5 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2 第22条の3第2項の規定は、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当について準用する。

第23条から第37条まで 省略

（第2号会計年度任用職員の給与への準用）

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の4、第11条（第4項を除く。）、第12条から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	省略	
	管理職員特別勤務手当、 期末手当、農 林漁業普及指 導手当、災 害派遣手当（ <u>武力攻撃災 害等派遣手当</u> および <u>特定 新型インフルエンザ等対</u>	期末手当、農林漁業普及 指導手当

	態派遣手当を含む。第24 条において同じ。)	
省略		
第39条以下 省略		

	策派遣手当を含む。第24 条において同じ。)	
省略		
第39条以下 省略		

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。次項において同じ。）および退職手当とする。</p> <p>4および5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。次項において同じ。）および退職手当とする。</p> <p>4および5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）および退職手当とする。</p> <p>第3条から第21条まで 省略</p> <p>第22条 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u>（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>第23条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）および退職手当とする。</p> <p>第3条から第21条まで 省略</p> <p>第22条 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u>（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>第23条以下 省略</p>